

総務省行政文書管理規則の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 改正国公法の成立・施行に伴う改正について

改正国公法の成立・施行に伴い、行政管理局の機構・定員査定に係る事務が、内閣官房に新たに設置される内閣人事局に移管されること、総務省行政文書規則（平成 23 年総務省訓令第 16 号）の別表第 1 及び第 2 について、所要の改正を行うもの。

(2) 集中管理に係る規定の改正について

現行の規定では、総括文書管理者は平成 25 年度までに、総務省における「集中管理の推進に関する方針」を定めるものとされているが、当該方針については、すでに平成 25 年 3 月 29 日付けで定められていることから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 改正国公法の成立・施行に伴う改正について

別表第 1 中「23 機構及び定員の審査に関する事項」欄及び別表第 2 中「23 機構及び定員の審査に関する事項」欄を削る。

(2) 集中管理に係る規定の改正について

第 20 条「集中管理の推進」に係る規定について、平成 25 年 3 月 29 日付けで定められた「集中管理の推進に関する方針」を踏まえて改正する。

3 今後のスケジュール

施行：平成 26 年 5 月 30 日（改正国公法の施行日と同日）

改正案						現行																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>（<u>行政文書ファイル等の集中管理</u>）</p> <p>第20条 <u>副総括文書管理者は、文書管理者から引継ぎを受けた行政文書ファイル等について、別に定めるところにより、当該行政文書ファイル等を適切に保存するとともに、集中管理を行うものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>別表第1 行政文書の保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th colspan="2">業務の区分</th> <th>当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)</th> <th>保存期間</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						事項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	(略)						(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)		(略)	25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	<p>（<u>集中管理の推進</u>）</p> <p>第20条 <u>総括文書管理者は、遅くとも平成25年度までに、総務省における集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>別表第1 行政文書の保存期間基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th colspan="2">業務の区分</th> <th>当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)</th> <th>保存期間</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td><u>機構及び定員の審査に関する事項</u></td> <td><u>機構及び定員の審査に関する立案の検討、実施に関する重要な経緯</u></td> <td><u>①行政機関の機構の新設・改廃の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> <u>②行政機関の定員の設置、増減及び廃止の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> <u>③①及び②に掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員の審査に関する重要な経緯が記録された文書</u></td> <td><u>30年</u></td> <td><u>・大臣指示</u> <u>・機構査定表</u> <u>・機構査定経緯</u> <u>・機構審査結果</u> <u>・大臣指示</u> <u>・定員査定表</u> <u>・定員査定経緯</u> <u>・定員審査結果</u> <u>・行政機構図</u> <u>・英文行政機構図</u> <u>・国会報告</u></td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>						事項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	(略)						23	<u>機構及び定員の審査に関する事項</u>	<u>機構及び定員の審査に関する立案の検討、実施に関する重要な経緯</u>	<u>①行政機関の機構の新設・改廃の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> <u>②行政機関の定員の設置、増減及び廃止の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> <u>③①及び②に掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員の審査に関する重要な経緯が記録された文書</u>	<u>30年</u>	<u>・大臣指示</u> <u>・機構査定表</u> <u>・機構査定経緯</u> <u>・機構審査結果</u> <u>・大臣指示</u> <u>・定員査定表</u> <u>・定員査定経緯</u> <u>・定員審査結果</u> <u>・行政機構図</u> <u>・英文行政機構図</u> <u>・国会報告</u>	24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)		(略)	26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
事項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																																																																																																											
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)																																																																																																																																																																																																																																																						
23	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)		(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
事項	業務の区分		当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例																																																																																																																																																																																																																																																						
(略)																																																																																																																																																																																																																																																											
23	<u>機構及び定員の審査に関する事項</u>	<u>機構及び定員の審査に関する立案の検討、実施に関する重要な経緯</u>	<u>①行政機関の機構の新設・改廃の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> <u>②行政機関の定員の設置、増減及び廃止の審査の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書</u> <u>③①及び②に掲げるもののほか、行政機関における機構及び定員の審査に関する重要な経緯が記録された文書</u>	<u>30年</u>	<u>・大臣指示</u> <u>・機構査定表</u> <u>・機構査定経緯</u> <u>・機構審査結果</u> <u>・大臣指示</u> <u>・定員査定表</u> <u>・定員査定経緯</u> <u>・定員審査結果</u> <u>・行政機構図</u> <u>・英文行政機構図</u> <u>・国会報告</u>																																																																																																																																																																																																																																																						
24	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
25	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)		(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
27	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
28	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						
			(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																																																																																																						

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)			
(削 る)	(削る)	(削る)	(削る)
23	(略)	(略)	(略)
24	(略)	(略)	(略)
25	(略)	(略)	(略)
26	(略)	(略)	(略)
27	(略)	(略)	(略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)			
23	機構及び定 員の審査に 関する事項	機構又は定員の審査に関する 立案の検討、実施に関する重要 な経緯	移管
24	(略)	(略)	(略)
25	(略)	(略)	(略)
26	(略)	(略)	(略)
27	(略)	(略)	(略)
28	(略)	(略)	(略)